

私達は、放送事業者に対し「放送法」の遵守を求めます!!

総務大臣 殿

総務大臣におかれでは、国民の「知る権利」を、放送局の恣意から守るために、以下の基準を満たした大臣見解を示されるよう、請願申し上げます。

1. 放送事業者は、個々の番組内で放送法第4条を充分尊重すること。
 2. 放送事業者は、大きく賛否が分かれる政治的主題について個々の番組内で賛否の放映時間を常識の範囲内で公平に保つこと。
 3. 放送事業者は、許認可事業であることを自覚し、報道番組についての国民からの疑義とそれへの回答を公開するコンプライアンス体制を至急整備すること。

放送法遵守を求める視聴者の会

呼びかけ人（敬称略） 代表：すぎやまこういち（作曲家）

渡部昇一（上智大学名誉教授）、鍵山秀三郎（イエローハット創業者）、渡辺利夫（拓殖大学総長）、ケント・ギルバート（カリフォルニア州弁護士、タレント）、上念司（経済評論家）、小川榮太郎（文芸評論家）

● ご賛同者

お名前	ご住所

ご協力ありがとうございました！この名簿を郵送にてお送りください※FAXは無効です

■ 郵送 〒10-0061 東京都千代田三崎町2-13-5影山ビル501 放送法遵守を求める視聴者の会

署名された方の個人情報は全て守られます。総務省への署名提出のみに使用し、第三者へ開示する事はございません。署名用紙は放送法遵守を求める視聴者の会ホームページからもダウンロードしてご使用いただけます。未記入の署名用紙はコピー可です。